

# 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

(平成一八年五月二四日法律第四一号)

## 一、提案理由(平成一八年四月六日・参議院内閣委員会)

国務大臣(沓掛哲男君) おはようございます。

ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備すること等をその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一に、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備についてであります。圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを準空気銃と位置付け、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止することとするものであります。

第二は、猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備についてであります。準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととするものであります。

第三は、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備についてであります。警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等を行うことができることとするものであります。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

## 二、参議院内閣委員長報告(平成一八年四月一二日)

工藤堅太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、準空気銃の具体的基準、準空気銃の改修等の在り方と廃棄による事故等の防止策、銃器議定書の批准など、銃器対策に関する政府の取組姿勢等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、準空気銃の規制値等に関して明解な基準を早急に公表するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行がなされるようにすること。
- 二、本法の趣旨及び内容について、エアソフトガンを所持する者、製造・輸入・販売業者及び一般国民に対する積極的な広報啓発を行い、その周知徹底を図ること。
- 三、新たに規制対象となる準空気銃については、警察を始め関係行政機関や関係団体が密接に連携し、改修等が円滑に行われるようにするとともに、準空気銃の廃棄による事故等の未然防止に努めること。

右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告（平成一八年五月一八日）

佐藤剛男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を原則禁止する措置等を講ずるものであります。

本案の概要は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを準空気銃と位置づけ、その所持を原則禁止するとともに、準空気銃を使用して人の生命または身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととするほか、罰則規定その他所要の規定等を整備しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日沓掛国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月十七日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。